

集落行動計画策定に関するQ&A

原 村

令和6年 12 月(第2版)

1 集落行動計画

問1 集落行動計画とは、どのようなものですか。

答1 集落行動計画とは、住民のみなさんがそれぞれの地域のむらづくりについて計画づくりの段階から参加し、地域の課題と目指すべき方向性を明らかにし、自分たちの手で魅力ある住みよい地域を作るために地域住民自らが策定する地域独自の振興計画です。

計画の期間や構成は、それぞれの集落に任せることとしますが、計画の期間については概ね5年間程度、計画の構成は、①地域の現状と課題、②地域のむらづくりの目標・将来像、③主な実施事業などの内容を盛り込んでいただきたいと思います。

なお、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を醸成し、安心・安全なむらづくりを推進するために、「自主防災組織」の育成・強化は必須項目とします。

また、この計画が策定された際は、村への届け出が必要となります。

問2 集落行動計画は、必ず策定しなければならないのですか。

答2 答1のとおり、集落行動計画とは、地域住民自らがそれぞれの地域の課題と目指すべき方向性を明らかにし、自分たちの手で魅力ある住みよい地域を作るために自ら策定する地域独自の計画です。策定義務はありませんが、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

集落行動計画に基づき活動し、さらには計画に基づいた事業に対し「集落行動計画推進補助金」が交付されることとなりますので、まず、計画策定のための組織を立ち上げ、計画の策定に取りかかっていることとなります。

問3 集落行動計画は、どのように策定するのですか。

答3 集落行動計画を策定するメンバーは、区長をはじめ集落内の各種団体に活動している人などが中心となって、これまでの経験や知識などを活かし、それぞれの地域の特性を活かした独自性のあふれる「集落行動計画」を策定していただきたいと思います。

計画策定にあたっては、アンケート調査や懇談会等を通じて、多くの地区住民の意見を取り入れることができるよう努め、それぞれの集落の総会等で地域住民に認められたものとする必要があります。

また、計画策定後においても、事業内容や予算決算について地域住民に広く周知することが必要であるとともに、ただ単に計画を策定し事業を実施していただくだけではなく、集落自体が「事業の評価」や「計画の見直し」の姿勢を持ち、その時々地域住民の要望に応じ、課題が解決され、地域の目的が達成される計画でなくてはならないと考えられます。

問4 届け出済みの集落行動計画について、計画の変更は可能でしょうか。可能な場合、どのような手続きが必要でしょうか。

答4 集落行動計画の計画期間の変更、地域の目標、将来像に関する事、事業実施計画の変更など、計画の内容に著しく変更を及ぼすものについて、すでに届け出している集落行動計画の内容から変更しようとするときは、村長への届け出が必要となります。

ただし、計画を変更しようとする場合、計画の策定作業と同様、集落で変更の必要性、変更内容について十分に協議検討し、地域住民に認められた内容であることが前提となります。

2 集落行動計画推進補助金

問5 集落行動計画推進補助金とは。

答5 地域の課題と目指すべき方向性を明らかにし、自分たちの手で魅力ある住みよい地域を作るために、地域住民自らが策定する区及び自治会独自の振興計画（集落行動計画）を推進する活動に対して、その費用の一部を補助します。

令和6年12月に前身のおらほうのむらづくり事業補助金から集落行動計画推進補助金と移行しました。

問6 補助額等を教えてください。

答6 補助金の額は、補助対象経費の10/10となります。50万円を限度とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

対象期間は、最初に申請を受けた日の属する年度から起算して5箇年度とします。

交付を受けようとするときは、毎年6月末日までに申請が必要です。

問7 対象外経費はありますか。

答7 次の経費は、補助対象外経費となります。

- 1 区が所有する施設の管理維持費
- 2 区の経常的な事業に要する経費
- 3 懇親会費（会議等に係る飲食代、反省会等の経費）
- 4 区民に対する人件費及び謝礼
- 5 宗教的な祭典費用
- 6 寄附金、負担金及び補助金
- 7 区民の慰安目的の旅費
- 8 他の補助制度により補助金の対象となっている経費
- 9 不動産の取得費
- 10 公租公課の経費
- 11 その他村長が不相当と認める経費